経営さ

インフ

ルエン

ザが猛威を振るう

つ

り睡眠をとりま

健康的に日常生活を送るためにも、 の安静を保つために欠かせません。 す。その休養の一つに睡眠がありま しっかりと休養をとって、 肉体的疲労や精神的疲労を取り除 リフレッシュするために必要で 睡眠は疲労を回復させ、

大切です。休養は、 心の健康を保つためには、 日常生活での 休養が

心の健康を保つ しっかり休養と

ぐっすり睡眠 兀

快適な睡眠でいきいき健康生活

睡眠は人それぞれ、 スクが上昇します。 日中元気ハツラツが快適な睡 の ロメ

過ごしすぎると熟睡感が減ってしまいます。 睡眠時間八時間にこだわらないようにしましょう。 快適な睡眠は、自ら創り出す また、 寝床で長く

眠る前に自分なりのリラックス法を見つけよう は睡眠の質を悪くします。

目が覚めたら日光を取り入れて、 体内時計をスイッチオン

五

休日に遅くまで寝床で過ごすと、 同じ時間に毎日起床。早起きが早寝に通じます。 翌日の朝がつらくなります

短い昼寝でリフレッシュ。昼寝をするなら午後三時前の二十 午後の眠気をやりすごす

心身

六

夕方以降の仮眠は、 専門家に相談 夜の睡眠に悪影響を及ぼします。

の2年に1回から4年に1回と見直されました。

※睡眠には個人差がありますが、 睡感がない・十分眠っても日中の眠気が強い時は要注意。 睡眠中の激しいいびき・足のむずむず感・ 疲労回復・スト レス解消・ 事故防止に励みましょう。 快適な睡眠で体も心もリフレ 歯ぎしり・寝付けない シュ

Ν̈́o

☎○八二四一六四一二〇七

総務管理課

快適な睡眠のため 0) 七箇条

睡眠に問題があると、 高血圧・心臓病・脳卒中などの生活習慣病の

「夕食後のカフェイン接種」は寝付きを悪くし、 「睡眠薬代わりの寝酒

てから寝床につきましょう。 軽い読書や音楽、香り、ストレッチ等でリラックスし、自然に眠たくなっ 眠ろうと意気込むとかえって逆効果です。

ヨーネ病の定期検査見直し

清浄農場は・24年度から4年に1回

広島県は、ヨーネ病の定期検査期間の見直しを決定しました。このヨーネ病の検査期間は、県

内発生頭数の増加により検査期間が 4 年から 2 年に短縮された経緯がありますが、新規発生農場

が減少したことから、平成24年度からは清浄農場(カテゴリーI)に該当する農場の検査が、現行

なお、発生農場(カテゴリーⅡ)については、現行と変更はありません。

~三十分。

ひろらくHPに組合員向け様式集をアップ

広酪のホームページに組合員向けの申請様式 を集めたページを作成しました。販売仮渡金の 借入申込書や預け金払戻請求書等、出資関連や 各種事業の申請様式がPDFファイルでダウン ロード出来ます。ぜひご活用下さい。 なお、ホームページは月1回程度の更新とな りますので、掲載の無いものは、最寄りの事業 所にご連絡下さい。

ここをクリック!!

組合員向け申請様式

≒感染予防の基本は「手

けましょう。

まず

ンスの取れた食事を心が 睡眠と、しっかりバラ

ます。

ご承知頂いているものと存じ

FAXで通知申し上げ、

二月八日、関係組合員宛に

○改めまして、

深くお詫び申

し上げます。

防を行いましょう。

めて、 します。

しっかりとした予

を保ちましょう。

■日頃の体調管理

な湿度(五十%

家族内感染も含

酪農経営にも大きく影響

経営者の経営離脱は、 週間は安静が必要で

オルなどを使って、 室内は加湿器や 種

や濡

欠落しておりました。 金内訳」に関するデ

○この件は、内部調査により

適れ

度タ

他の人にうつさないよう 咳やくしゃみが出たら、

エチケット」 いましょう。 |蔓延を防ぐには

各農業協同組合

に流水と石けんで手を洗もので、外出後はこまめもので、外出後はこまめもので、外出後はこまめ 電話を■早めの受診は、

ひろしま酪農動画

をしてかの感染を防ぐため、 診しましょう。 は、早めに医療 症状が疑われ ら受診 但し、

事前に電話 療機関を受 れる場合に 受診 他

感染すると高熱や咳など ザ警報」を発令しました。 二十五日、「インフルエンになったとして、一月 エンザの流行が本格的広島県は、インフル のダ しょう。
しょう。
にマスク等を着用し、そにマスク等を着用し、そ 3 5 は

しょう 適度な湿度を保ちま

たところであります

○この記載項目の中で

タがー

部

【お詫びとお知らせ】~ (生乳出荷組合員の皆様へ)~

判明し、

この対処方針を去る

致しま. 向けて万全を期するよう対応 この点を修正し、 電算システムの一部プログラ ○この原因を調査した結果、 ムに脆弱な箇所が見つかり、 たことをお知らせ 再発防止に

| 欠落について | の一部項目デースの一部項目デー | 平成33年分 酪農経営収支明細書」を送付 留郵便」にて「平成二十三年分 ○去る一月二十五日、 一角書

ocoうだより広島 DRAKU 2012年(平成24年) 2月(No.215) 事業推進課

二つの 学生さんには「就学資金」をサポ 新婚さんには「ヘルパー特割助成」でゆとりを 後継者就農支援策 月 日に創設

☎○八二四-六四-二○七二

始める二人に活力を与えられるよう「ゆとり創設」を目的に酪農へ 後継者となりうる若者の就学資金を援助するため、 金貸付制度を創設し、また、 パー特割助成制度の二つの支援策を創設しました。 広酪は、 組合員の子弟で高校を卒業後、 めでたく結婚され、 畜産専門学校に進学する 夫婦で人生を歩み 酪農後継者就学

●受付期間 貸付制度 酪農後継者就学金

毎年三月二十五日から

四月十五日まで

資金(以下「就学金」という。)を貸付 学する者に授業料など就学に必要な 習得する専門の短大又は大学等に在 等の後継者育成のため、酪農知識を 次代を担う酪農経営者と酪農従事者 目的 広酪の生産基盤維持・拡大並びに 組合員の酪農経営の安定と優れ

貸付の対象

者 対象外とする。 学及び農業関連学科以外に在学する する者を対象とする。ただし、 する中で酪農経営の担い手になろうと 加入、又は組合員が営む酪農業に従事もに健康で、卒業後に広酪の組合員に 大学等に在学する学生のうち心身と 既に酪農業に従事しているものは 農業大

一貸付額及び貸付期

場合、 を貸し付けることができる。 月額十万円以内。 として五十万円以内を貸し付けること への授業料納付月には、授業料支援金 ①大学等に在学する者への貸付額は 入学支度金として七十 ②大学等に入学する ③大学等 -万円以内

> 二百万円以内、大学の場合は六年間以 の場合は二年以内とし貸付上限額はができる。④就学金の貸付期間は短大

までに振り込む。 業料支援金は、大学等の締め切り期日 込む就学金と合わせて振り込む。③授 きる。また、入学支度金は五月に振り 月に支払うものを五月とすることがで 義の口座に振込みする。②初年度は四 分・三月分を一月末日に奨学生本人名十二月分を十月末日、一月分・二月 月分を七月末日、十月分・十一月分・ 月分を四月末日、 ①原則として、

四月十五日までの間に提出する。

■就学金の貸付方法 但し、留年した場合の貸付は認めない 卒業又は課程修了の最短期間とする 内で貸付上限額は四百万円以内で正規 七月分・八月分・九四月分・五月分・六

■貸付の申請

を添付して組合長(事業推進課)に申請 書又は在学証明書等証明書類、小論文 後継者就学金貸付申請書」に入学内定就学金の貸付を希望する者は「酪農 ②申請は毎年三月二十五日から

並びに父母等と面談し、就学金の貸付 が適正であると認めたときは、 組合長は申請書類を審査し、 貸付を 申請者

でなければならない。

行期日から遡り九十日以内のも

印鑑証明書の交付期日は、

貸付 の実る

組合に差入れる。

なお、添付す

申請する。③就学金の決定は、毎年でを受けた奨学生は「誓約書」に連定を受けた奨学生は「誓約書」に連定を受けた奨学生は「誓約書」に連定を受けた奨学生は「誓約書」に連定を受けた奨学生は「誓約書」に連定を受けた 年四月末日までに行う。

「金銭消費貸借契約証書(酪農後継者就学金貸付)」(以下、「差入契約話書」という)を作成し、申請者に送付する。②申請者は差入契約証法付する。②申請者は差入契約証法付する。②申請者は差入契約証法の印鑑証明書一通を添付する。連常保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証人二名を必要とし、連帯保証という。 学金返還実行通知兼償還計画表、 金返還通知書並びに酪農後継者就 が終了した場合は酪農後継者就学卒業又は履修課程を修了し貸付 ■貸付終了後の手続き

■貸付の決定

額に応じる印紙を貼付したうえで通の印鑑証明書を添付し、貸付金

記名とともに実印を押印し、各一証人となる各人の自署、署名又は

合に限る。

端数は千円に切り上げ 交付限度額は三十万円。酪農ヘルパー利用実 利用実績額 千円未満の の八割。

生乳代金の精算に併せて乳代加算に接の当事者である場合は、受託販売程に基づく生乳受託契約を交わす直 の生乳受託販売及び生乳代金精算規①交付対象者が組合との間で組合

則として、この当事者が指定する貯当事者が前項によらない場合は、原 金口座に対して振り込みする ②助成金の交付を受けようとする

助成金交付申請

書」に、結婚式の日付及び場所と新酪農ヘルパー利用助成金交付申請申請者は「後継者育成の為の特割 後一か月以内に新婚旅行の証憑写し婚旅行の行程、並びに新婚旅行終了 を添付し事業推進課に提出する。

■施行日:平成二十四年二月一日

より・第十回理事会の報告内容をご※関連記事は六ページからの会議だ

一就学金の返還

学金の全部又は一部金額を繰り上げ する。 担とする。②返還期間は、貸付が終る。但し、振込手数料は奨学生の負合指定の預金口座に振り込み返還す 実行通知兼償還計画表」に基づき組就学金は「酪農後継者就学金返還 事前に一ヶ月前に組合宛(総務管理 課)に申し出を行うものとする。 る。繰り上げ返済を求める場合には、 て返還することが出来るものとす した月の翌月から十年以内に返還 ③返還期日前に貸付された就

九五%(日歩三銭)とする。 ■貸付金償還の免除

金の貸付利率は、

原則として十.

別に理事会で定める。

延滞損害

画従事 除申請書を提出するものとする。 当する場合は、 免除することが出来るものとし、該 金の償還利息を全部若しくは一部を 酪農家経営管理支援システ DMS)の利用をする場合は、 ①就学金を借りた者が大学等を卒 組合に加入して酪農経営に参 し、牛群検定事業の実施と 就学金償還利息の免 ん(通称 就学

らくのうだより 広島 RAKU 2012年(平成24年) 2月(No.215)

要員に登録し、一ヶ月当たり十日以業後、組合が運営するヘルパー派遣 ②就学金を借りた者が大学等を卒

> なお、 利息を全部若しくは一部を免除する。 免除申請書を提出する。 受けようとする時は、 の派遣に従事すれば、 就学金を借りた者がこの免除を 就学金償還利息 就学金の償還

> > 停学処分③大学等の課程を退学又は中課程を休学、②大学等の課程において

合の酪農ヘルパー事業を利用する身の結婚式や新婚旅行に際して、

- 事業を利用する場婚旅行に際して、組

④奨学生であることを辞退、

⑤ 心

課程を休学、

貸付金の取消・返還

取消による返還金は、 知書を発し、返還を命じる。就学金の 退学した場合や卒業した者が農業以外 る 八条第二項に準ずる利息相当額を付す の職に就いた場合は、就学金の返還通 就学金の貸付期間中、 貸付金のほか第 大学等を中途

られるとき。

ただし、

就学金の貸付を休止された

的の達成の見込みが無くなったと認め

項に掲げるものの他、

就学金の貸付目

無くなったと認められたとき、

⑥前各

の課程の履修若しくは継続の見込みが 身の故障又は学業成績不振のため大学

出来る。

ときは奨励金の貸付を再開することが ものがその事由が無くなり届出をした

証明書の提出が必要。 毎年度四月末日迄に当該学年の在学

上回ることが出来ない

組合員に対する貸付金の最高限度を

就学金の貸付は定款第五十二条(九)

より助成金を交付する。

■施行日:平成二十四年二月一日

変更、 を変更、 退学、 き。 ⑥住所又は氏名を変更、 要としなくなった、⑤大学等を卒業、 は、 保証人の責任とする。 た問題においては、 奨学生は次の事由に該当する場合 ②奨学生が怠ったことにより生じ 速やかに届出を行う。 ⑨その他重要な事由が生じたと ②復学、③転学、 ⑧連帯保証の住所又は氏名を 奨学生並びに連帯 ⑦連帯保証人 ④就学金を必 ①休学又は

2

■貸付の停止及び休止

貸付を停止又は休止する。 次の事由に該当するときは就学金の ①大学等の

(新婚さんの将来に活力を)特割酪農へルパー

る場合に助成措置を講じる。 式や新婚旅行で酪農ヘルパーを利用す次代を担う酪農後継者が自身の結婚

目的

独身の酪農経営主又は後継者が、

自

覧ください。

らくのうだより 広島

研修会のお知らせ



3/6~9 県内4箇所で酪農研修会を開催 生乳生産管理チェックシート様式変更、家伝法改正 搾乳現場の衛生的乳質向上に向けた乳質改善研修

広酪は、来る4月1日から変更する「生乳生産管理チェックシート」の様式変更、家伝法改正に 伴う飼養衛生管理基準への対応、搾乳現場の衛生対策をテーマにした乳質改善研修を次のとおり開 催します。ぜひ最寄りの会場に参加下さい。

1 開催日と開催場所

· MEDCME-MIN				
地域	開催日	開催会場		
南部	3月6日(火)	竹仁地域センター		
		■住所:東広島市福富町下竹仁		
		501-11		
		■電話:082-435-2301		
東部	3月7日(水)	広酪東部事業所		
		■住所:府中市上下町上下 1507-4		
		■電話:0847-62-3060		
		NOSAI広島・山県家畜診療所		
西部	3月8日(木)	■住所:山県郡北広島町 461-1		
		■電話:0826-72-2128		
備北		かんぽの郷庄原		
	3月9日(金)	■住所:庄原市新庄町 281-1		
		■電話:0824-73-1800		

2 開催時間:午前11時~午後3時

(いずれの会場も同じ) 3 研修内容:

- 1. 生乳生産管理チェックシートの様
- 2. 家伝法改正「飼養衛牛管理基準」
- 3. 搾乳現場における衛生的成分向上 への取り組み(仮題)

講師:有限会計ベッセル 代表取締役 梅原健治氏(写真)

平成24年4月から新様式

「生乳生産管理チェックシート」の 100%記帳をめざす

平成24年4月1日から「生乳生産管理チェックシート」の 様式が新しくなります。

このチェックシートは、平成18年度から消費者に対する「生 乳の安全・安心を担保するもの」として、生産者に記帳・記録 を求め、残留農薬の防止や適正な飼養衛生管理基準として設 定されました。また、万一の生乳廃棄等の事故が生じた場合 もこれらの証明が使われています。

しかしながら、これら様式への記帳が難しいとする意見も 多くあり、丸5年を経過した中で、様式の改善が検討されて きました。

つきましては、引き続き「牛乳の安全・安心確保のための記 帳・記録 の実践を頂きますようお願いします。また、これら の新様式の記入事項等の説明パンフレットと新しいチェック シートを3月上旬から配布予定です。

なお、この記帳に関する研修会を上記日程で実施いたしま す。最寄りの会場にご出席下さい。



傷病時のヘルパー利用料金体系の一部を変更 平成24年4月2日派遣分から

第10回理事会において、傷病時のヘルパー利用料金の一部変更を決定しました。 この概要は、本誌9頁の理事会報告に掲載のとおりです。 「定期利用料金表」は、以下のとおりです。

別表 8 酪農ヘルパー利用料金表(一部抜粋)

		利用料金表	
業務内容	区分	定期利用農家	一般利用農家 20%増
①搾乳業務及び付帯する その他の業務	左記①~③作業のいずれか1つの業務を実施(1名当たり)	12,000円	14,400 円
②飼養管理・哺乳業務及び その他の業務	左記①~③作業のいずれか2つの業務を実施(1名当たり)	13,000円	15,600 円
③牛舎内牛糞尿除去業務・清 掃業務及び付帯するその他 の業務	左記①~③作業のいずれか3つの業務を実施(1名当たり)	16,000円	19,200 円

傷病時利用料金に限って、定期利用農家の場合は搾乳頭数に関わらず、派遣人数1名当たり業務内容①②③の定期利用料 金は 16,000 円、一般利用農家の場合は 19,200 円となります。

※この料金表は、平成24年4月2日分の派遣から施行する。

冬場の下痢にご注意を! 病気は「持ち込まない・持ち出さない」

冬期には、ウイルス性の下痢に注意が必要です。寒冷や著しい気温の変動 は家畜に大きなストレスを与えます。また、低気温でウイルスが不活化され にくく、更には閉めきった畜舎では、ウイルスが伝播しやすくなります。

組合員の皆さんは、外部からの牧場施設への出入りには必要最小限とし、 出入口には消毒槽を設置するなど、自衛防疫対策をしっかりと行って下さい。

また、乳用牛へのダメージも大きく回復には時間が掛かりますので、症状 が診られた場合には、診療獣医師への早めの受診を心がけて下さい。病気は 「持ち込まない、持ち出さない」が原則です。家畜伝染予防法の飼養衛生管理 基準に基づく自衛防疫と、来場者への注意を促して下さい。



台湾・中国で 口蹄疫続発 渡航や消毒徹底に

今年に入っても、台湾・中国では、豚の口蹄疫発 生が続いています。組合員の皆さんには、渡航者へ の注意と、飼養衛生管理基準を遵守して、自己防衛 に努めて下さい。